

2020年5月7日

お客様 各位

明和管理株式会社

## 新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」延長に伴う対応について

新聞・テレビ等で報道されておりますとおり、政府は、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「緊急事態宣言」を5月31日まで延長しました。

弊社としましては、以下の基本姿勢にて、当問題に対処して参ります。お客様各位のご理解ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 1 管理員業務について

- ① 管理員の日常業務に際し、マスクを着用することがございます。  
また、感染防止のため、できる限りゴム手袋を装着のうえ作業を行うように指示しております。
- ② 管理員が体調不良等の場合は、通常は代行員による勤務とさせていただきますが、代行員の手配がつかない場合、その他本件事情に関わる場合は休務とさせていただきます。なお、その場合は、誠に申し訳ありませんが、収集日には、ゴミ置場（一次保管場所）から、ゴミ集積所（集荷場所）までのゴミ出しを居住者様をお願いすることになりますので、何卒、ご理解ご協力の程お願い申し上げます。（マンションによりゴミ置場が設置されていない場合や、ゴミ置き場まで収集車が来る場合等地域によって対応が異なる場合があります）

### 2 設備点検、緊急を要しない工事等について

予定している設備点検や緊急を要しない工事等につきましては、予定を延期させていただく場合がございます。延期する場合、できる限り事前に掲示等でご案内するように手配いたしますが、状況によりご案内できない場合がございます。

### 3 管理組合主催の会合（理事会総会等）について

管理組合主催の会合については、管理組合のご判断に従い、弊社社員は従来どおり業務を遂行させていただきます。なお、収束の見通しが立たない現状ではありますが、政府の経済活動の再開を視野に入れた動きに鑑み、管理規約に規定されている年1回の総会については、特に判断が必要であるため、弊社社員より理事会・理事長にご相談させていただきます。

その他、防災訓練等については、延期をご提案することを指示しております（弊社からは「延期提案」までで、ご判断は管理組合にて行っていただきます）。

### 4 弊社社員の業務について

弊社社員の日常業務に関しては、更なる感染拡大防止のため、時差通勤及び在宅勤務を実施いたしております。各営業所では、お電話によるお問い合わせの他に、お問い合わせ用のメールにも対応いたしておりますのでご利用下さい。なお、本社及び各営業所の営業時間につきまして、「緊急事態宣言」が解除されるまでを目途に、平日9時から18時の営業時間を原則平日9時から17時までとさせていただきますのでご了承をお願いいたします。

### 5 管理受託業務について

弊社は、一般社団法人マンション管理業協会のガイドラインに沿って業務を進めておりますが、万一、「緊急事態宣言」に基づく依頼や指示があった場合や居住者様が感染された場合等には、やむを得ず管理委託契約に記載された業務内容を完全には実施できない場合も想定されます。その場合には、理事会・理事長とご相談させていただきたいと存じます。

共用部分等の緊急時の連絡先：明和管理コールセンター 0120-508-120

※お電話が繋がりにくくなるのが想定されますがご了承下さい。

以上